

議会運営委員会 会議録

日 時 令和7年11月21日（金曜日）

午前10時00分開会、午後1時58分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和8年第1回（3月）定例会の日程（案）について

（2）令和7年第4回（12月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報告 4件、イ 条例 8件、ウ 補正予算 6件、

エ 指定管理者の指定 10件、オ 市道の認定等 3件、カ 債権の放棄 6件

（3）請願・陳情によらない意見書の提出について

医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書の提出について

（4）①地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望について

②つくばエクスプレスの土浦延伸早期実現に向けた要望書について

（5）土浦市議会議会報告会出席議員について

（6）「（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」について

（7）議会タブレットの入替えについて

（8）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 篠塚 昌毅

副委員長 平石 勝司

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

委 員 矢口 勝雄

委 員 奥谷 崇

委 員 田中 義法

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 勝田 達也
副議長 鈴木 一彦

説明のため出席した者（6名）

副市長 小林 勉
市長公室長 山口 正通
財政課長 瀬古澤 時人
人事課長 野中 佑起男
財政課財政係長 藤田 浩平
人事課人事研修係長 宮永 努

事務局職員出席者

局 長 櫻井 良哉
次 長 小野 聡
係 長 津久井 麻美子
主 任 岩松 英統
主 幹 高橋 陽平
主 事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○篠塚委員長 ただ今から議会運営委員会を開会したいと思います。傍聴はございますか。

(「ございません」との声あり)

○篠塚委員長 それでは、はじめに議長からよろしくお願いします。

○勝田議長 おはようございます。お忙しい中御参集をいただきまして、ありがとうございます。本日も種々お願いしたい件がございますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。早速、協議事項に入ります。協議事項(1)令和8年第1回(3月)定例会の日程(案)について、協議をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○小林副市長 おはようございます。それでは、サイドブックの資料1第1回定例会日程(案)をお開きいただきたいと存じます。令和8年第1回定例会の日程につきましては、記載のとおり、3月3日火曜日開会、3月24日火曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件について御意見はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 3月10日が卒業式ということで、日程が重なっていると思うんですが、この日の開会時間は午後1時半になっておりますので、この辺もよく見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、令和8年第1回定例会の日程については、執行部説明のとおりといたします。つぎに、協議事項(2)令和7年(第4回)12月定例会の運営について、協議をお願いします。執行部から日程の説明をお願いします。

○小林副市長 それでは、資料2第4回定例会日程(案)をお開きいただきたいと存じます。令和7年第4回定例会の日程につきましては、記載のとおり、12月2日火曜日開会、12月18日木曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。そのほか、全員協議会につきましては、議会初日の12月2日火曜日9時15分から予定をさせていただきまして、3か年事業実施計画について、令和7年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について、令和8年度予算編成の取組について、外郭団体の合併に向けた進捗状況について、ごみ処理施設に係るつくば市との広域化検討についての5件と併せてパブリック・コメントの実施案件につきましては、第4次土浦市男女共同参画推進計画(後期計画)、土浦市犯罪被害者等支援条例、土浦市除染実施計画、第4次土浦市子ども読書活動推進計画、第3期土浦市教育情報化計画の5件の案について、御説明をさせていただきたいと存じます。また、議会の中日でございますけれども、一般質問の最終日、12月10日水曜日と議会最終日につきましては、現在のところ案件を予定してございますが、必要が生じたときには、開催をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の説明について何かございますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 つぎに、報告について説明をお願いいたします。執行部からよろしくお願ひします。

○山口市長公室長 それでは、令和7年12月第4回定例会に提出をいたします議案等の説明させていただきます。資料3定例会議案概要をお願いをしたいと思います。今回の提出案件は、1ページの表紙にもございますように報告が4件、議案33件、合わせて37件でございます。2ページをお願いをいたします。提出案件一覧でございます。提出案件は、報告につきましては専決処分4件、議案につきましては条例8件、補正予算6件、3ページにまいりまして指定管理者の指定10件、市道の認定等3件、債権の放棄6件でございます。4ページをお願いをいたします。まず、報告案件について説明をさせていただきます。専決処分の報告についてでございます。報告第32号樹木管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が佐野子地内の桜川右岸沿いの市道を走行中、道路に越境していた樹木の枝に接触し、車両の一部が破損した事故の和解でございます。議案第33号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、神立町地内において雨により市道の舗装から浮き出た油が、一般車両の走行により新築工事の相手方事務所へ飛散し、外壁等の一部が汚損した事故の和解でございます。5ページをお願いをいたします。報告第34号公園管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、乙戸沼公園駐車場におきまして、駐車していた相手方車両に公園内の樹木の枝が落下し、車両の一部が破損した事故の和解です。報告第35号旧本庁舎管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、旧本庁舎隣接地の駐車場に駐車していた相手方車両に旧本庁舎敷地内の樹木の枝が落下し、車両の一部が破損した事故の和解でございます。以上4件の和解に係る専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、和解成立日に専決処分したものでございまして、同条第2項の規定により報告をするというものでございます。報告案件についての説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件に関しまして、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 ないようですので、つぎに、条例について説明をお願いします。

○山口市長公室長 では、6ページをお願いをいたします。今定例会提出を予定しております議案のうち、まず条例について説明させていただきます。議案第84号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、大規模被災地等へ派遣され、災害応急作業や消防活動に従事した職員に対する特殊勤務手当の新設及び汚泥再生処理センターの運営業務の委託化によりまして、職員配置の見込みがなくなったことに伴うし尿処理手当の廃止などの改正であり、令和8年4月1日から施行するというものでございます。議案第85号土浦市税条例の一部改正につきましては、法令改正に伴い、納税通知書等の公示送達につきまして、インターネットを用いる方法等を規定するものであり、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行日の日から施行するというものでございます。7ページをお願いをいたします。議案第86号土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正につきましては、法令改正に伴い、

条項ずれの整理を行うものであり、公布の日から施行するというものでございます。議案第 87 号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正につきましては、法令改正に伴い、家庭的保育事業者等が行う利用乳幼児の健康診断等に関する規定の緩和や、条項ずれ文言整理などの改正であり、公布の日から施行するというものでございます。8 ページをお願いいたします。議案第 88 号土浦市火入れに関する条例の一部改正につきましては、この後説明をいたします議案第 91 号の土浦市火災予防条例の改正等に伴い、火入れの中止要件に林野火災に関する注意報を追加するものであり、令和 8 年 1 月 1 日から施行するというものでございます。議案第 89 号土浦市中小企業振興資金融資あっせん条例の一部改正につきましては、茨城県市町村中小企業振興資金融資制度の利用促進を目的といたしまして、県信用保証協会における中小企業への融資期間が 7 年以内から 10 年以内に延長されることに伴い、融資保証期間も同様に延長する改正であり、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。9 ページをお願いいたします。議案第 90 号土浦市地域経済権威事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正につきましては、地域未来投資促進法に基づく基本計画の変更に伴い、地区計画決定をいたしました大畑第一地区、大畑第二地区につきまして、工場立地特例対象区域に追加する改正であり、公布の日から施行するものでございます。これによりまして、工場などを整備する際、敷地面積における緑地面積の割合などが緩和されるというものでございます。議案第 91 号土浦市火災予防条例の一部改正につきましては、条例（例）の改正等に伴い、大船渡市の林野火災を契機といたしまして、気象情報などにより、林野火災の危険性がある場合に、市町村長が発表、発令し、火の使用制限の努力義務を課す林野火災注意情報の新設、また、条例における規制対象火気設備や火災予防促進のための機器等に簡易サウナ設備、感震ブレーカーを追加するなどの改正でございまして、設備機器等の追加は令和 8 年 3 月 31 日、このほかは令和 8 年 1 月 1 日から施行するものでございます。条例改正についての説明は、以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の説明について何かございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 条例改正は大変なことです。所管の委員会で慎重な審査をお願いするということよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 つぎに、補正予算について説明をお願いします

○山口市長公室長 つづきまして、10 ページをお願いいたします。それでは、補正予算について説明をさせていただきます。議案第 92 号は一般会計補正予算（第 4 回）、議案第 93 号から第 97 号は、各特別会計の補正予算でございます。今回の補正は予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれ一般会計に 7 億 5,528 万円を増額、特別会計全体で 1,110 万円を減額、合計で 7 億 4,418 万円を増額し、全会計総額を 1,051 億 1,044 万 8,000 円とするもので、当初予算に見込めなかった

事業費等を計上するというものでございます。11ページから13ページの概要にございますとおり、今回の補正予算は例年の第4回定例会と同様、人事異動等による一般会計、特別会計の人件費の補正や、このほか、前年度事業の精算に伴う補正など、補正件数が大変多くなっておりますことから、内容につきましては簡潔に説明させていただきたいと思っております。それでは、順番に説明をいたします。11ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、5目広聴広報広聴費は2件でございます。1項目めは、企業版ふるさと納税でeスポーツの推進に1,000万円の寄付をいただいたことから、これを財源といたしまして、eスポーツイベントを開催するための委託料及び充当残額を新年度以降の継続開催のための財源といたしまして、9月議会で条例制定をいたしました土浦市企業版ふるさと納税基金に積み立てるための積立金を計上するものでございます。2項目めは、ふるさと土浦応援寄附事業について、9月議会におきまして増額計上いたしました。寄付が想定より増加する見込みであることから、歳入におきまして寄附金を5億円増額計上するとともに、寄附額の増に伴い、歳出においてポータルサイトの手数料や受付代行委託料など、2億5,000万円を増額計上するものでございます。11目市民活動費につきましては、神立地区コミュニティセンター管理運営事業におきまして、最低賃金の改定に伴う人件費や猛暑の影響による電気使用量の増などに伴う指定管理料の増額計上及び空調設備の不具合に伴う更新工事費を計上するものでございます。21目財政調整基金費につきましては、ふるさと土浦応援寄附金5億円の歳入増を主な要因といたしまして、今回の補正において歳入が歳出を超過していることから、超過分を財政調整基金へ積み立てるための積立金を計上するものでございます。2項徴税費、3目徴税費につきましては、予定納税を行った一部の企業におきまして、申告による精算後に多額の還付が生じた影響などによりまして、今後の市税の過誤納などに伴う還付金に不足が見込まれることから、還付金を増額計上するというものでございます。5項統計調査費、2目国基幹統計調査費につきましては、国勢調査において、国の委託金の追加交付があったことから、従事する職員の時間外勤務手当や、調査票の管理、保管に活用する農業公社の電気使用料の増額分を計上の上、充当するというものでございます。3款民生費、1項社会福祉費、3目障害福祉費は2項目でございます。1項目めは在宅の重度障害者、障害児などに支給する特別障害者手当等につきまして、手当の単価や受給者数の増などにより不足が見込まれることから扶助費を増額計上、2項目めは、障害の程度の軽減や、身体機能の維持が期待される手術等に係る更生医療費の助成について、受給者の増などによりまして給付費に不足が見込まれることから不足を増額計上するものでございます。2項児童福祉費、2目児童福祉対策費は3項目でございます。1項目め、2項目めは、妊娠、出産時に、それぞれ5万円の給付金を支給する出産子育て応援事業、それから専門職が伴走的に面談を行う利用者支援事業につきまして、令和6年度の事業の精算に伴い国庫への返還金を計上するというものでございます。3項目めの妊婦支援給付金支援事業は、ただ今説明をいたしました出産・子育て応援事業が制度化されまして、名称が変更になったものでございます。給付金支給事務につきましては、全国的なデータ標準レイアウトに対応するためのシステム改修費の計上及び給付金につ

いて、当初の見込みよりも件数が多いことから扶助費を増額計上するというものでございます。3目児童手当費につきましては、令和6年度の児童手当の制度改正に係る周知等に関する事業につきまして、事業費の精算に伴い、国庫への返還金を計上するものでございます。12ページをお願いいたします。6目私立保育園費につきましては、3項目でございます。1項目めの私立保育園運営事業は、今年度の公定価格改定に伴うサービス給付費の増額計上及び令和6年度の事業費の精算に伴う国庫への返還金の計上、2項目めの私立の認定こども園における預かり保育などの私立認定こども園運営事業、3項目めの延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業などに関する子ども・子育て支援給付金、それから13目放課後児童費の放課後児童クラブ、放課後子供教室推進事業は、いずれも令和6年度の事業費の精算に伴う国庫への返還金を計上するものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、6目母子保健事業費につきましては、1歳未満児で入院養育が必要な未熟児への給付事業につきまして、支給額の増加により予算に不足が見込まれることから給付金を増額計上するものでございます。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、勤労者総合福祉センターの職員配置体制の変更による人件費の増に伴い、指定管理委託料を増額計上するものでございます。7款土木費、3項河川費、3目排水路整備事業費につきましては、荒川沖都市下水路の浸水対策につきまして、今年度の実施設計を行った結果、当初予算に計上していた工事費に不足が見込まれることから工事請負費を増額計上するものでございます。9款教育費、2項小学校費、3目学校建設費につきましては、夏の暑さ対策として、体育の事業や、災害時の避難所として活用する学校体育館に空調設備の計画的な整備を予定しておりまして、まずは断熱化の完了いたしました土小、二小、東小、都和南小、乙戸小、神立小の6校につきまして、新年度に工事に着手できるよう、実施設計に係る委託料を計上するというものでございます。3項中学校費、1目学校管理費につきましては、熱中症対策として、民間企業からの寄附金を活用し、老朽化している一中、都和中、新治学園義務教育学校の製氷機を更新するための費用を計上するものでございます。5項保健体育費、3目体育施設費につきましては、水郷プールの水温上昇を抑制するため、井戸水を活用するためのさく井設備整備に伴う工事費を計上するというものでございます。5目学校給食費につきましては、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等を支援することを目的とした重点支援地方交付金につきまして、追加交付があったことから、本市の子育て世帯の負担軽減を図るために実施をしております児童生徒の給食費の無償化分に財源に充当することに伴いまして、一般財源からの財源更正を行うというものでございます。10款公債費、1項公債費、1目利子につきましては、金利の上昇によりまして地方債の償還に係る利子に不足が見込まれることから、増額計上するものでございます。その下の人件費につきましては、例年人事異動等によりまして、第4回定例会におきまして補正を行っておりますので、その額をまとめて記載しているというものでございます。13ページをお願いいたします。つづきまして、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計の5項目でございます。1項目めは金利の上昇に伴い財政調整基金利子の積立金を増額計上、2項目めは国民健康保険の資格喪失などによる保険料の還

付金に不足が見込まれることから還付金を増額計上、3項目めから5項目めはいずれも前年度の事業に活用した財源につきまして、実績に基づき、国県への返還金や一般会計へ戻すための繰出金を計上するというものでございます。このほか、各特別会計におきましても人事異動などに伴う人件費の補正予算を計上してございます。補正予算につきましては、以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の説明に関して、何か御質問等ございますでしょうか。

○平石副委員長 2点ほどお聞かせいただきたいと思います。まずは小学校の体育館への空調設備とお話があったんですけども、断熱工事が完了している所、土小をはじめ神立小学校までというお話なんです、それ以降というのは、計画はどのようになっているのか、まず教えてください。

○山口市長公室長 学校施設環境改善交付金、それから地方債等の関係もございまして、現在のところは令和15年度までに全校に対応するようなスケジュールを考えております。

○平石副委員長 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、中学校はまだ全く未定ということでしょうかね。

○山口市長公室長 今後、体育館の長寿命化におきまして、断熱工事が行われますので、そういったこともありまして、スケジュールはきちんと組まれているというものでございます。

○平石副委員長 ありがとうございます。あともう1点、重点支援地方交付金のお話が出てきたんですが、これは今国会でお話しされているところだと思うんですが、大体土浦に今度幾ら入るとか、内示のようなものがあったら教えていただきたいんですが。

○山口市長公室長 今回のこちらの補正予算は、今議論されている補正予算よりも前に追加の交付があったものでございます。今回補正予算が上げられるということで、新聞報道等で承知をしておりますけれども、重点支援交付金が幾ら配分されるのかといったところはまだ未定でございます。そのほか、子ども手当に2万円を支給するといったことも報道されておりますので、今後通知が来次第、皆様にまた御報告をさせていただきたいと思っております。

○篠塚委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 私のほうから1点。今回の補正予算で今説明がありましたような交付金があるかもしれないと、その時期によって、議会を招集しなければならない案件もあるかもしれませんが、それは12月定例会中であれば追加上程も可能だと思うんですが、またそれが延びた場合など、そのあたり対応はどのように考えていらっしゃるかを聞かせください。

○山口市長公室長 補正予算が国会で成立する日よりまして変わってくるというものでございまして、委員長からお話がありましたように、今定例会中にそういった決定がされれば、あるいは事業の構築もございますので、プレミアム商品券やお米券といった

お話も推奨メニューの中に出ておりますけれども、本市でこういった政策をとるのかにもよって変わってくるというふうに思っておりますので、場合によっては臨時会を開いていただくのか、あるいは3月の定例会でも大丈夫なのかということは、また改めて議会の皆様に御相談させていただきたいなと思っております。それから、この件とは関係がないんですけれども、人件費の人事院勧告分というのがまだこちらの補正予算には反映されておきませんので、こちらのほうも決定次第、もし12月議会に対応可能であれば、追加の議案も検討しておりますので、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。内容によっては専決処分も可能な内容というのはあるかもしれませんので、速やかに対応をしなくてはいけないと思ひますので、情報は随時議会のほうに流していただきたいと思ひます。そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 つぎに、指定管理者の指定から債権の放棄について、説明をお願いします。

○山口市長公室長 つづきまして、14ページをお願いいたします。指定管理者の指定でございます。地方自治法の規定によりまして、指定管理者の指定に当たっては、議会の議決が必要なことから議案第98号から第107号の10件につきまして、議案として提出をするというものでございます。指定管理に係る施設や団体の名称、期間、債務負担の限度額は下の表に記載のとおりとなっております。なお、自転車駐車場につきましては、歳出予算がないため債務負担の設定はないということでございます。15ページをお願いいたします。議案第108号市道の路線の認定につきましては、2件でございます。15ページの西根南三丁目10号線、16ページの西根南三丁目11号線は、いずれも民間会社の開発行為に伴う認定、17ページ、18ページにございます議案第109号市道の路線の変更につきましては、新消防署建設に伴う右廻り58号線及び民間会社の開発行為に伴う西根南三丁目9号線の終点の変更、19ページ、20ページの議案第110号市道の路線の廃止につきましては、岩田85号線は隣接地権者への払下げ、沖宿14号線は上大津統合小学校建設に伴い市道を廃止するというものでございます。21ページをお願いいたします。議案第111号から第116号は、債権の放棄でございます。地方自治法の規定によりまして、権利の放棄については議会の議決が必要となりますことから議案として提出をするというものでございます。市税滞納などの公債権につきましては、時効の完成と同時に債権が自動的に消滅いたしますが、私債権につきましては時効が完成しても自動的に消滅せず、債権放棄をした上で不納欠損処理をする必要があることから、下の表にありますとおり、水路の使用料から水道料金までの六つの債権につきまして、生活困窮や時効完成などの理由により徴収の見込みがないことから、債権を放棄するものでございます。第4回定例会に提出いたします議案等の説明は以上でございます。

○篠塚委員長 この件に関して、何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 以上で上程される議案等の説明は終わりました。執行部からそのほか何かありますか。

○小林副市長 特にございません。

○篠塚委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

(執行部退席)

○篠塚委員長 協議事項(3) 請願・陳情によらない意見書についてでございます。本日は吉田千鶴子議員に来ていただいております。医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬の改定を求める意見書の提出について、説明をお願いしたいと思います。

○吉田(千)議員 それでは、お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書の提出についてでございますが、趣旨の説明によって意見書提出に代えさせていただきたいと存じますので、趣旨を拝読させていただきたいと存じます。趣旨。近年、エネルギー価格や物価の高騰や人件費の上昇が続く中で、大規模病院から中小病院、診療所に至るまで、あらゆる医療機関が厳しい経営状況に置かれています。特に地域の中核を担う医療機関の経営悪化は、地域医療提供体制全体の崩壊を招き、土浦市民の健康と命に直結する重大な問題であり、国は責任を持って医療機関全体の経営基盤を支える診療報酬制度及び財政支援策を整備すべきであると考えます。そこで、国に対し、医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定及び財政支援策の拡充を強く要望します。以上の理由から、医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書を土浦市議会として地方自治法第99条の規定に基づき、国に提出するようお取り計らい願いたいと存じます。令和7年11月19日、公明党土浦市議団、土浦市議会議長勝田達也殿、よろしくお願い申し上げます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。確認のために申し上げます。請願・陳情によらない意見書の取扱いについては、議会運営委員会で内々に委員会に付託した後、全員協議会において意見書の提出及び内々付託先について全議員に報告いたします。その後、内々付託を受けた委員会で協議し、最終日の全員協議会において、定数の4分の3以上の賛成があった場合、同日、委員会提出議案として上程することとなりますので、よろしくお願いいたします。それでは、この件に関して何か御意見ございますか。内容的に文教厚生委員会に内々付託する案件かと思いますが、それも踏まえて何かございますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 なければ、それでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 それでは、文教厚生委員会に内々付託するということで、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。つづきまして、協議事項(4) 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について、協議に移ります。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 資料の5をお願いいたします。こちらは例年この時期にシルバー人材センターから提出されております要望でございます。内容は、本文の最後から3行目の段落以降に記載のとおり、市区町村における国の補助金と同額以上の補助金の

確保やセンターに対する事業発注等について要望するというものでございます。先例では、議会運営委員会において全議員への報告について諮った上、全員協議会において全議員に配布することとなっておりますが、その形でよろしいかどうか、御協議のほうよろしく願いいたします。以上です。

○篠塚委員長 それでは、何か御意見はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望については、事務局説明のとおり、全員協議会において全議員に配布することで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 御異議なしと認めます。よろしくお願いします。それでは、ただ今のとおり決定いたしました。協議事項（４）つくばエクスプレスの土浦延伸の早期実現に向けた要望書について協議に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 では、資料６の御準備をお願いいたします。資料６つくばエクスプレスの土浦延伸の早期実現についてという要望書が、土浦商工会議所から昨日提出をなされました。内容については、こちらを読み上げさせていただくことで説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。拝啓時下ますますの御清栄のこととお喜び申し上げます。平素、商工会議所の事業運営に関しましては、格別なる御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、茨城県として、つくばエクスプレス（ＴＸ）の県内延伸先を土浦駅と決定し、延伸構想の具体化に向けた検討が進められております。御承知のとおり、ＴＸ土浦延伸の早期実現は土浦のみならず、この地域への定住促進、交流人口の拡大等による観光・商業の活性化、首都圏の防災体制の強化等、将来的な本県全体のさらなる発展に大きく資するものと思われまします。つきましては、ＴＸ土浦延伸の早期実現に向けて、強力に事業推進くださいますよう要望いたしますとなっております。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。まず、この要望書を受けて、議長にお考えがありましたら、議長から発言をお願いいたします。

○勝田議長 つくばエクスプレスの延伸問題というのは非常に興味があるというか議会としても重要な問題であるし、また市民の興味が非常に強い問題であるというふうに考えております。皆様御案内のとおり、方面としては土浦駅ということで県のほうは決定をされました。現在県の状況を先日、茨城空港延伸促進期成同盟というのがありまして、茨城空港まで土浦駅を経て延伸をしていただきたいというような市議の連盟なわけですが、そういった中で、２０３０年頃にあるであろうと思われる交通政策審議会にまずはその土浦駅方面というのを乗せるということが、一番重要なんですということで県の担当部長さんに私質問させていただいて御返答をいただいているところであります。現在土浦駅という素案は県のほうで示していただいたんですけども、その後、例えばどのルートを通るんだとか、駅はどこに置くんだとかということに関しては、まだ、ブラッシュアップ中で公表はできる段階ではありませんが、近い将来これは示すという

ことで聞いております。その中で土浦市としまして、予定ということで聞いているのは来年の2月に県南生涯学習センターにおきまして、大学の教授、そして高校生を呼んでシンポジウムを行い、TXの延伸の機運の醸成を図りますということで、担当課から伺っております。また、先ほど申し上げた県の部長のほうに、県としての盛り上がり、そして地元としてはどういう活動をしていけばよろしいんでしょうかね、県と一緒に盛り上げていきたいんですがというお話を聞いたところ、2030年というこの交通政策審議会においても非常に地元のこの熱意というものが大切ですよというようなお言葉をいただいておりますが、一方で今まだ2030年に向けて少し年月があるわけなんですけれども、こういったものを継続的にやはり地元の熱意というものを盛り下がらないようにですね、接続になったときは一気に盛り上がったわけなんですけれども、その後の機運というものを、正しい県の素案の理解をしていただいて、機運自体というのをしぼめないとか、継続して、機運を上昇させていくということが一番大事ではないでしょうかというような御返答いただきまして、私もそのとおりだなというふうに思ってます。また、ちょっと前後してしまいますけれども、今年の6月7日にですね、これは県議会におきまして、県議会TX東京駅等延伸促進議員連盟ということで、県議58人のうち57人が参加して、こういったものを立ち上げてありまして、知事としても東京駅等の等が入るということが重要なんですよということをおっしゃっております。こういった背景もありますし、また一方で、この商工団体の商工会議所からも議会においても是非盛り上げていただきたいというようなものもいただいておりますので、私、議会としてもですね、これは継続的にやっていくべきことであろうというふうに考えておりますが、以前、TX調査特別委員会というものがございまして、土浦駅接続ということが決まったので、一定の成果を見て終わったわけでありまして、その後ですね、私は今回を機に12月の議会からまた議会内においてもそういったものをですね、調査検討できるような特別委員会を立ち上げたいというふうには考えておりますので、そこも含めまして、御審議等いただければというふうに思っております。

○篠塚委員長　ありがとうございます。議長の考えは、この要望を受けて、議会内に特別委員会を設置したいというお話でありました。この件に関して、皆様御意見はございますでしょうか。

○今野委員　つくばエクスプレスは、土浦の今後の発展だけではなくて、県南もそれに伴って、茨城県全体の発展にもつながるものだと思います。それに向けて当初決まったときは、議長がおっしゃったように市民の皆様もTXで盛り上がっていましたけれども、最近は少し話が一時に比べてトーンダウンしているのかなという気はします。ですので、地域、市民の皆様の熱意というものが、県や国を動かすという事例はたくさん聞いておりますので、議長のおっしゃるとおり委員会を設置するということは、非常に有効かと思えます。

○篠塚委員長　ありがとうございます。

○島岡委員　記憶違いであつたら申し訳ないのですが、この要望書の文章で、茨城県がつくばエクスプレスの県内延伸先を土浦駅と決定し、と確定しておりますが、土浦方面

ということではなかったのでしょうか。

○篠塚委員長 これは土浦駅、土浦方面、何かありますか、確認するということなんですが。この要望書では土浦駅と書いてありますので、土浦駅を拠点として考えてくださいという要望の内容だと思います。

○勝田議長 県、県ですよ。県の段階では土浦駅ということで、神立とかいろいろあったわけなんですけど、土浦駅ということで、県では決定しているそうです。

○島岡委員 土浦方面ということではなくて、決定でよろしいんですよね。

○勝田議長 正式には、この延伸方面は土浦方面、ＪＲ常磐線と接続する駅は土浦駅というような決定です。ルートは言っていないんですけど、土浦方面に来て、接続は土浦駅ですというのは決定しているということで、県のほうで発表しております。

○矢口委員 今議長から御提案のあった特別委員会設置という件に関して、私もとても賛成であります。賛成する理由の一つとして、県で発表された内容の中に、距離的に二駅できるのではないかと期待してたところ、１駅という発表がありました。ということは、その駅が土浦市内にできるのか、それともつくば側にできるのかという本市にとっても非常に大きな課題でありますので、この委員会の中でも、１駅を土浦側に持ってくるという意思を示すのもとても大事だと思うので、そういった意味で、こういった委員会設置というのは大いに意義があるのではないかなと思います。以上です。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、賛否をとらせていただいてもよろしいでしょうか。本要望に対しまして、議会運営委員会としましては、特別委員会を設置するということによろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。なお、今定例会で特別委員会を設置いたしますが、補正予算等は間に合いませんので、そのあとの予算については３月から要望していくという形になると思いますので、その辺は御了承いただきたいと思います。つづきまして、委員会の設置は決定しましたが、名称についてお諮りしたいと思います。この委員会の名称を決めるに当たり、議長から何か提案はございますでしょうか。

○勝田議長 つくばエクスプレス土浦方面延伸調査特別委員会はいかがでございましょうか。

○篠塚委員長 ちょっと長いですね。

○勝田議長 長いですか。そうですか。

○篠塚委員長 それを踏まえて皆様から御意見をいただきたいと思いますが。ＴＸにするか、つくばエクスプレスにするか、そこがまず一つかと思いますが、あまり長いとあれなんで、もうちょっと短くしたほうがいい。

○勝田議長 そこはこだわりはありませんので、皆様が聞いていただいて、すんなりするほうでよろしいかなと思います。

○今野委員 名称についてなんですが、先ほど島岡議員から質問があったように、土浦駅がどうかという発言で、県は土浦駅と明言したということで、今議長は土浦方面というふうにおっしゃったかと思うんですが、その辺はどうなんだろうというのが一つと、

名称が長いんじゃないかということに関しては、愛称か何かが出来てくるのかなみたいな感じもいたしますので、私は議長のおっしゃった案でよろしいのかなと思います。

○勝田議長 今野委員の非常にありがたいお話があったわけですが、ちなみに市のほうではですね、早期実現する会というのを市と会議所等で立ち上げてまして、それはT X土浦延伸を早期実現する会なんですよ。前は実現する会だったんですけど、決まったので、早期ということになっています。接続は土浦駅なんですけども、これ方面として土浦方面の延伸なので、T X土浦延伸調査特別委員会というのはいかがでしょうかね。

○島岡委員 内々って言ったらなんですけど、J Rが土浦駅に乗り入れをまだOKしていないというそういう話がございます、J Rを逆なでするような、そういう名称だと話がこじれるとまずいなと思ひまして、土浦方面のほうに逃がし道になるのかなと。どうしても私たちはやっぱりJ Rを大切にしていかなくはいけないということもございしますので、その辺のことを少し加味しながらのほうがいいのかなと思います。

○篠塚委員長 ありがとうございます。議長、もう一度名称のほうを言っていただけますか。

○勝田議長 今島岡委員がおっしゃることも、非常に最もだというふうに思っております。T X土浦延伸調査特別委員会ではいかがでしょう。

○篠塚委員長 T X土浦延伸調査特別委員会ですか。

○勝田議長 方面を入れるかどうかということですよ。

○篠塚委員長 具体的な名前は、今そのような名前になりましたが、どうでしょうか。

○奥谷委員 今いろいろ議論を聞いてて、もうシンプルにT X土浦延伸でいいのかなというふうに私は感じました。あまり方面とか駅とか入れずにですね、土浦延伸ですっきりするのかというふうに思います。そのあとに調査特別委員会。

○篠塚委員長 ありがとうございます。そのほか、なければT X土浦延伸調査特別委員会、この名称でいかななものでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 それで決定させていただきます。つぎに、委員会名が決まりましたので、委員選出方法について、決定していただきたい思います。これも議長のお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○勝田議長 内容からすると、一番近いものが産業建設だと思ひますので、産業建設委員会3名、総務市民委員会から2名、文教厚生委員会から2名の計7名ではいかがでしょうか。

○篠塚委員長 ありがとうございます。今7名というお話がありましたが、いかななものでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、今議長から提案された産業建設委員会3名、総務市民委員会2名、文教厚生委員会2名の7名で構成すると。なお、本定例会で委員会の設置を議案として提出し、その後委員名を挙げていただいて、委員長、副議長を互選になるということになりますので、よろしく願いいたします。それでは、ただ今のとおり決定いた

します。本件については、12月2日開催の全員協議会でこちらの報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。つぎに、協議事項（5）議会報告会の出席議員について、協議をお願いいたします。これは議会報告会を開催するに当たり、同実施要綱第5条に報告会に出席する議員については、議長が議会運営委員会に諮って決定することとありますことから、議長より協議を依頼されたものです。では、議会報告会の所管である広報広聴委員会の副委員長から、議会報告会の概要について説明をお願いいたします。

○矢口委員 広報広聴副委員長の矢口から御報告させていただきたいと思います。今年度の議会報告会、意見交換会につきましては、広報広聴委員会において協議し、市内工業団地に立地する企業との実施を予定しています。市内には工業団地が四つございますが、工業団地内に協議会がない土浦おおつ野ヒルズを除く東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北工業団地、神立工業団地の三つの工業団地と実施に向けた協議を進めています。日時や会場、内容等については、現在協議中のため、決定次第、皆様へお知らせいたします。本件につきましては、篠塚委員長から御説明がありましたとおり、議会報告会実施要綱第5条の規定により、議会報告会に出席する議員については、議長が議会運営委員会に諮って決定することとなっております。出席委員につきましては、全議員出席ということで議会運営委員会の皆様に御協議をお願いいたします。以上でございます。

○篠塚委員長 説明ありがとうございました。それでは、議会報告会は全議員参加ということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、12月2日開催の全員協議会において広報広聴委員長より報告を願います。つぎに、協議事項（6）「（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」について、資料6-1を御覧ください。先日、委員の皆様にはメールでこちらのフローをお示ししてしているところでありますが、このフローについて御意見等をお伺いしたいと思います。事務局から説明していただいているのでいいですか。

○小野議会事務局次長 資料の7-1をお開きください。こちらが土浦市議会ハラスメント防止に関する条例制定までのフローとなっております。1番目としまして、ハラスメント条例に関する情報の収集及び勉強会の開催、2番目としまして条例の骨子の検討及び条項（目的・定義）の検討を行い、適用対象条項や仕組みの検討（相談窓口、調査・是正、再発防止等）の検討を行っていくと。全議員に条例制定に向けた中間報告をこの時点で行います。議員の責務、議長の責務についての検討を行い、プライバシーの保護の検討、研修会の検討、条例の全体の見直し及び課題の検討を行い、全議員に条例（案）の告知、募集後に見直し、ここで皆様の意見を取り入れていくという形になってきます。最終的に委員会における条例の最終確認を行い、全員協議会において説明、質疑応答を行い、定例会に上程をしていくという流れになってきます。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。このような流れで進めていきますので、皆様よろしくお願いいたします。なお、日程等は書いていませんが、できれば来年の9月定例議

会または遅くとも12月定例会、その次の年に改選を控えていますので、その前には決定したいと思いますので、その中で皆様と議論を重ねていきたいと思いますので、御承願います。この件に関して、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 資料7-2について、事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 資料7-2をお願いいたします。こちらは、議員や首長等によるハラスメントに関する条例が日本全国でどれだけあるのかということを一覧にした表になっております。表の見方ですけれども、一番右側に黄色い枠が入ってるかと思うんですが、この黄色い枠というのは、議員関係ではなく、執行部、首長等がメインとなってくる条例になってきます。例えば3番目の牛久市などは、牛久市職員のハラスメント防止に関する条例ということで、議員は含まれてないという印になっております。あと例えばなんですけれども、2行目の埼玉県川越市につきましては、議員対職員となっておりますので、ここは議員対議員は含まれてないということになってきますという見方をいただければと思っております。ちなみになんですけれども、条例名に下線が入っているかと思うんですけれども、そこを長押ししていただけますでしょうか。そうしますと、ジャンプページが入っておりますので、そちらの条例等が見える形になっておりますので、こちらを御参考にしていただければと思っております。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。142市、そのうち議員も含めて126の議会でも議員も含めたものになっております。たくさんの資料がございますので、後程確認をしていただいて、皆様参考にしていただければと思います。なお、本市においては10月に土浦市カスタマーハラスメント対応マニュアルを策定しているところであります。条例制定に向けて知見を深めるため、担当課であります人事課の課長及び担当係長に参考人として議会運営委員会に御出席をいただき、説明を聞きたいと思いますが、よろしいでしょうか。本日の午後1時から予定をしておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。本日午後1時から参考人に御出席いただき、説明を受けたいと思います。その後、改めて委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。つづきまして、協議事項（8）議会タブレットの入替えについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 では、資料の8をお願いいたします。前回の議会運営委員会におきまして、お知らせだけはさせていただいたんですけれども、実際にタブレットが入札で決まりまして、今回、資料にありますとおりiPad Air 2025年モデルに入替えさせていただくことになりました。容量のほうは128ギガバイト、今の機種のも128ギガバイトですので、記録できる容量は同等という形になります。ただ、画面の大きさが現行が9.7インチ、そこから13インチになるということです。ただ、画面が大きくなるかなというふうに思っております。ただ、ちょっと弱点としまして、画面が大きくなるものですから、617グラムと重くなりますが、これはやはりバッテリー等が持つように改良をされておりますので、その分やはり重くなってしまうという弱点

はありますことを御了承いただければと思っております。ただ、中身につきましては、5年以上前のものから今の製品に変わりますので、性能等は相当向上しておりますので、快適に操作できるものと思っております。今回の変更点につきましては、資料のページ下にありますとおり、ホームボタンの廃止とともに、アップル専用のライトニングケーブルといわれるものから、タイプCというケーブルに変更になっておりますので、議員の皆様の中ではAndroidを使ってる方もいらっしゃるかと思うんですが、それと同じ規格のタイプCということで充電できますので、汎用性は広がるかと思います。2ページ目をお願いいたします。導入までの流れですが、本契約期間が12月1日からの今回はリース契約となっております。今まではコロナの給付金を利用した買取りだったんですが、今回はリース契約に変更になっております。定例会初日の12月2日に現行のiPadを定例会終了後に全議員分回収させていただきます。その後、データ等の移行作業を行い、データによっては移行作業ができない可能性もありますので、大切なデータ、あとは大きなデータとかというのは、御自身のパソコンに移行をよろしくお願いいたします。iPadになりますので、USBでつないだとしても移行はできません。よって、メール等を活用していただいて、データ移行のほうよろしくお願いいたします。データ移行の準備をできたものから順次、各議員宛に御連絡を差し上げます。受取場所はこの第3委員会室とさせていただきます。なお、現行のiPadの通信キャリアによる通信につきましては、本来11月30日で切れるんですけれども、たまたま日曜日に掛かってしまうものですから、11月28日をもって解除とさせていただきます。よって、29日以降、定例会初日の2日までは、キャリア通信はできません。ただ、Wi-Fi環境での使用はできますので、Wi-Fi環境下での御使用をお願いいたします。現行機種から新機種までのお渡しまでの間につきましては、お手元にタブレットがございませんので、その際、執行部からのメール等の御連絡は受けられないという形になってきます。つきましては、議会事務局から執行部にこの期間はメールでは送信できないよという旨を伝えさせていただいて、対応しようかと考えております。また、今回返却する機器なんですけども、今お手元にありますiPad、カバー付きのキーボード、あとアップルペンシルと充電ケーブル、電源アダプターを回収させていただきます。代わりのお渡しする機器につきましては、iPad Airと、キーボード、タッチペン、タイプCの充電ケーブル、電源アダプタという形になっております。以前にお渡しをしておりますアップルペンシルにつきましては、本来は作画等、絵を描くために使うような繊細なものでございまして、旧機種になりますので、今回のiPad Airには互換性がございません。通常使用しているiPadを使用する際というのは、絵を描くとかそういうことはなさらないかと思われますので、あとアップルペンシルは非常に壊れやすいというのがありますので、通常のタッチペンに変更させていただきましたので、御了承よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。多分、一度聞いただけでは分からないと思いますので、各委員会が今月中にあると思いますので、できれば各委員会でも説明していただいて、うまくスムーズに変更できるように、新しくなって動きも良くなる、画面も見

易いということで御理解をいただければと思います。何か御意見はありましたでしょうか。

○矢口委員 現行の iPad は買取りということですが、今後何か活用方法についての考えはありますでしょうか。

○小野議会事務局次長 事務局といたしましては、買取りですので、ただバッテリーなども皆様相当使ってらっしゃって、中には裏面が膨れているような状態になっておりますので、基本的に使えるかなと思ったタブレットに関しまして、土浦市に視察にいらっしゃった他市議会の方にこちらのタブレットを使用して視察を受けていただいたりとか、あとは iPad を忘れてしまったとか、そういった場合の代替機種として使用したいというふうに考えております。以上でございます。

○奥谷委員 今御説明いただいた中で2ページの上のところ、導入までの流れというところで、契約期間が12月の1日からの3年リースというふうになっていきますけど、まだちょっと先の話になりますが、その3年間終わった後の機器の扱いはどういうふうに考えていますか。

○小野議会事務局次長 こちらは3年リースになってくるんですけども、これが3年縛りのリースなんですね。通常であればそこから延長をかけて、この耐用年数というのは5年というのが本来なんですけど、6年使用しないと厳しいかなというふうに思っております。その際にまたこちらのほうで予算要求いたしまして、リース契約を結んで機種の変更という形になってきます。ただ、実際こちらの iPad のほう、3年で変えてしまうというのは非常にもったいないところではございますので、そこら辺は執行部の財政部門と協議をしながら、どのようにしていくかということを考えたいと思います。

○奥谷委員 私も3年だと短いなと思っていて、3年経った後にもう1回再リースをかけて、6年なり、4年なり、5年なりというのは妥当なのかなというふうに思うものですから、その辺りはまた今後検討すべきかなというふうに思います。

○小野議会事務局次長 今お言葉いただいたとおり、非常に短いと私も思っております。ただ、今回のリース契約で最大の利点が、壊れた際には修理は無料と事業所のほうで持っていただけということは、非常に長く使えるということもありまして、その点を利用しながら、3年ではなく、もう少し長く使えればなというふうに私は考えてございます。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。紛失に関してはどうなります

○小野議会事務局次長 紛失については、後ほど調べさせていただきます。

○篠塚委員長 基本的に紛失した場合は紛失した方が弁償していただくというような方向性になると思いますので、それも踏まえてですね、大事に扱ってくださいと説明をいただければと思います。暫時休憩といたします。午後1時から再開させていただきますと思います。

(休憩：午前11時16分)

(再開：午後1時)

○篠塚委員長 議会運営委員会を再開いたします。協議事項(6)「(仮称)土浦市議会

ハラスメント防止に関する条例」を議題といたします。条例の制定に向けた調査研究の一環として、本年10月に本市で策定された土浦市カスタマーハラスメント対応マニュアルにおけるハラスメントの定義や判断基準等について参考とするため、人事課より野中課長、そして宮永人事研修係長にお越しいただいております。それでは、よろしくお願いいたします。

○野中人事課長 それでは、私のほうからカスタマーハラスメント対応マニュアルの策定について、御説明させていただきます。それでは、資料の1を御覧いただければと思います。カスタマーハラスメントの対応マニュアルにつきましては、令和7年10月1日付で策定しております。まず、こちらの策定の背景なんですが、背景は2点ありまして、まず1点目は、近年、企業等に対する顧客や取引の相手方からの著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントが社会問題となっている現状がございます。行政におきましても、市民等からの社会通念上許容される範囲を超えた言動によって、職員の就業環境が害されるとともに、時間的拘束等による業務の停滞によって、公務の運営に支障が生じる事例が多々見受けられるということでございます。2点目は、改正労働施策総合推進法が令和7年6月11日に公布され、カスタマーハラスメントによる労働者の就業環境が害されることのないよう、全ての事業主が労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他の雇用管理上、必要な措置を講ずることが義務付けられているということでございます。2番の策定の趣旨ですが、カスタマーハラスメントの判断基準、あと基本的な対応方法を示すことにより、本市職員が安心して働くことができる職場環境を整備するものでございます。また、市政運営の障害となるカスタマーハラスメントを防止し、より多くの市民に適切な行政サービスを提供するといたします。3番のマニュアルの主な内容としまして8点ございます。まず、1点目ですが、カスタマーハラスメント対応の基本姿勢としまして、市民等から寄せられる意見、要望に対しては、真摯に話を聞き、丁寧な対応に努めております。また、社会通念上許容される範囲を超える申出や要求がある場合は、組織としてカスタマーハラスメントと判断し、毅然とした態度で対応するといたします。2点目としまして、カスタマーハラスメントの定義につきましては、市民等からの申出・要求のうち、その内容に妥当性がないもの、または申出・要求を実現するための手段、態様が、社会通念上許容される範囲を超えるものであって、職員の就業環境が害されるものと定義いたしました。3点目としましてカスタマーハラスメントの判断基準ですが、こちらは市民等からの申出・要求の内容に妥当性はあるのか、あと要求を実現するための手段・態様が、社会通念上許容される範囲内かという点でございます。カスタマーハラスメント判断の留意点としまして、安易に苦情やクレームをカスタマーハラスメントと決めつけず、まず傾聴をして、丁寧な対応に努めた上で、カスタマーハラスメントに該当するかどうかは、組織として判断いたします。4点目としまして、カスタマーハラスメントの類型を、本市では4種類に区分してございます。一つ目は、時間拘束型・繰り返し型、二つ目としまして暴言・威嚇型、三つ目としまして権威型、四つ目としまして、インターネット（SNS等）での誹謗中傷型としております。5点目としまして、カスタマーハラスメントの対応フローです

が、まず、担当職員を1次対応者としまして、係長等が2次対応者、カスタマーハラスメントと判断を下すのが所属長になります。その対応後は人事課に報告。つづきまして、6点目なのですが、対応終了、退去命令、警察への通報を行う場合の判断基準としまして、判断の基準と措置のタイミング、同様の申出・要求を繰り返し居座り続ける場合、あと暴言・威嚇的な言動をやめない場合、暴力、脅迫行為等があった場合などの判断基準を定めております。7点目としまして、カスタマーハラスメントの相談体制としまして、まず、相談対応者につきましては、1次相談対応者が所属係長、2次相談対応者が所属長になります。イの相談窓口としまして、人事課のほうに設置してございます。ウのその他の関係部署等としまして、本担当としまして総務課、庁舎管理としまして管財課、警察、そのほか顧問弁護士等と連携をしながら、対応を協議してまいります。8点目としまして、カスタマーハラスメントの対応の推進ということで、市ホームページへの掲載による市民等への周知、市の基本方針及び啓発ポスターの掲示、カスタマーハラスメントが発生しにくい環境の整備、職員研修の実施としまして、既に10月30日に所属長を対象としまして、第1回目のカスタマーハラスメントの研修会は実施しております。最後に、再発防止のための取組ということでございます。つづきまして、資料2のカスタマーハラスメントの対応マニュアルの概要版で、詳細に御説明させていただきたいと思います。まず、カスタマーハラスメント対応の基本姿勢につきましては、市職員は市民、事業者、行政サービスの利用者、その他の市の事業の関係者、こちらを市民等という呼び名で統一してございます。市民等から、御意見や御要望を受けたときは、相手の事情に配慮した上で、真摯に話を聞き、丁寧な対応に努めます。その一方で、社会通念上許容される範囲を超えた申出や要求がある場合は、組織としてカスタマーハラスメントと判断し、このマニュアルに沿って、毅然とした態度で対応し、さらに悪質と判断される場合には、庁舎からの退去命令、弁護士への相談、警察への通報など、迅速で法的に対応してまいります。つづきまして、カスタマーハラスメントの定義につきましては、改正労働施策総合推進法第33条第1項の規定を踏まえまして、本市でのカスタマーハラスメントとは、市民等からの申出・要求のうち、その内容に妥当性がないもの、または、申出・要求を実施するための手段対応が社会通念上許容される範囲を超えたものであって、職員の就業環境が害されるものということで定義しております。つづきまして、カスタマーハラスメントの判断基準になりますが、申出・要求の内容の妥当性につきましては、市民の主張について、まず傾聴の姿勢で事実関係、因果関係等を確認し、市に過失や瑕疵がないか、または根拠のある申出・要求がなされているかを確認し、市民等の主張が妥当であるかどうかを判断いたします。また、申出・要求を実現するための手段対応が社会通念上許容される範囲であるかどうかを確認します。例えば、長時間に及ぶクレームは業務の遂行に支障が生じる観点から、社会通念上許容される範囲を超える場合が多いと考えられます。また、市民等からの申出・要求の内容に妥当性がある場合であっても、その言動が暴力的、威嚇的、継続的、拘束的、差別的または性的である場合は、社会通念上許容される範囲を超えると考えられるものでございます。つづきまして、カスタマーハラスメントの類型と対応方針につきましては、4種類の類型

に分けておりまして、まず1点目の時間拘束型、繰り返し型では、長時間の電話や居座り、繰り返しの問合せなど、必要に同様の申出・要求を繰り返し、職員が長時間拘束され、業務の支障が生じる恐れがあるものについて、一定の時間の経過をもって対応を検討いたします。時間のほうは、初回対応時については、対面は60分、電話は30分、これは大まかですが、こちらは基準として定めてございます。対応例としましては、「これ以上は説明することはありませんので、お引き取りください」、「繰り返しお聞かせいただき、御主張のほうは分かりましたので、対応は終了させていただきます」、「繰り返し要望されても、結果のほうは変わりません」というような返答も、あくまでマニュアルで例として記載してございます。つぎに、二つ目の暴力・威嚇型では、怒鳴り声を上げる、暴力、暴言で責める、机を叩くなどの威嚇行為など、職員が萎縮して業務に支障が出る恐れがあるものについて、警告後、対応の終了を検討いたします。こちらの対応例としましては、「大声を出すと、周囲の迷惑となるのでやめてください」、「そのような発言は恐怖を感じますので、やめてください」、「今後、机を叩いたら対応を終了させていただきます」などでございます。つぎに、三つ目の権威型につきましては、権威や立場の優位性を利用した特別扱いや上位者による対応の要求など業務の公平性を損なうものについて、不当な要求には応じない対応といたします。対応例としましては、「何々のため、ほかの皆様と同様の対応とさせていただいておりますので、御要望には対応できません」、「私の独断ではなく、組織として判断しています。既に相応の謝罪をしておりますので、謝罪文の御要望はお受けできません」などでございます。つぎに、四つ目のインターネット（SNS等）での誹謗中傷型では、職員を無断で撮影する、インターネットに職員のプライバシーを侵害する情報や名誉を毀損する情報を掲載するものについて、撮影や、情報の掲載をやめてもらう対応をいたします。対応例としましては、「ほかのお客様や、職員のプライバシーが侵害される恐れがあるため、撮影はお断りしています」「御自身の記録のためではなく、第三者に公表する目的の録音はお断りしています」、「職員の撮影をやめないなら対応を終了させていただきます」などでございます。つづきまして、カスタマーハラスメントの対応フローにつきましては、カスタマーハラスメントが疑われる事案について、1次対応者、こちらは担当職員になるんですが、そちらは適宜2次対応者の係長や所属長と情報共有しながら、組織として対応してまいります。まず、1次対応者、こちらは担当職員ですが、申出・要求の内容について真摯に聴取し、丁寧に対応しますが、申出・要求の内容に妥当性がないものについては、対応できないことを明確にお伝えいたします。つぎに、係長などの2次対応者につきましては、担当職員に同席するまたは対応を交代するなど、組織的に対応し、カスタマーハラスメントに該当するかを確認いたします。そして、カスタマーハラスメントに該当する可能性がある場合は、所属長に報告・相談いたします。つぎに、2次対応者から報告・相談を受けた所属長はカスタマーハラスメントに該当するかを組織として判断いたします。そして、カスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、毅然とした態度で対応いたします。つづきまして、対応終了、退去命令、警察への通報を行う場合の判断基準につきましては、長時間の居座りを続ける場合は、あらかじめ対応時間を設定し、相手に伝えて

対応しますが、それでも執拗に同様の申出・要求を繰り返す場合は、その時点で対応終了を検討するか、設定した対応時間や閉庁時間が過ぎた段階で退庁するよう警告いたします。それでも居座り続ける場合は、所属長が庁舎等管理規則に基づき、庁舎等からの退去を命じます。退去命令をしても命令に従わない場合は、所属長の判断で警察に通報することとしております。また、暴言・威嚇的な言動をやめない場合は、やめてもらうよう警告し、それでもやめない場合は、所属長が庁舎等管理規則に基づき、庁舎等からの退去を命じて、退去命令をしても、命令に従わない場合は、やはり所属長の判断で警察に通報いたします。また、殴る、蹴る、物をぶつけるなどの暴力行為や生命や財産に危害を加える趣旨の脅迫行為、市の物品を壊すなどの器物破損があった場合は、通告はせずに直ちに警察に通報し、職員の安全確保を最優先で進めてまいります。最後に、カスタマーハラスメントの相談体制につきましては、カスタマーハラスメントを受けた職員からの相談に適切に対応するため、相談対応者を定めるとともに、相談窓口を設置しております。まず、相談対応者ですが、日頃から現場の状況に精通していることや、トラブルがあった際に現場に急行しやすいことなどから、所属係長を第1次相談対応者、所属課長を第2次相談対応者としてございます。相談対応者は部下からの相談を受けたら、状況を確認した上で、必要に応じて関係部署と連携しながら、カスタマーハラスメントへの対応方法の検討・実施、また、相談者のフォロー等を行います。さらに相談窓口ですが、組織として統一的な対応を図り、カスタマーハラスメントに対する総合的な相談に応じるため、総務部人事課内にカスタマーハラスメントの相談窓口を設置しまして、必要に応じて相談者や相談対応者に対する指導助言を行います。そして、相談対応者や相談窓口は、法務担当の総務課、庁舎管理者である管財課、顧問弁護士、警察等の関係機関と連携しながら対応を協議して、カスタマーハラスメントの撲滅に向けて進めてまいります。説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。では、この件に関して、御質問がある方がありましたらお願いします。

○奥谷委員 御説明ありがとうございます。10月1日からこれが運用されているということですがけれども、10月1日以前、過去1年なのか2年なのか、この対応マニュアルに該当するようなカスハラが実際にあったのかどうかということが1点と、あとは10月1日以降でこのマニュアルを使って対応した件があったのかというのをまず確認させてください。

○野中人事課長 奥谷議員からありました1年の中でこのカスタマーハラスメントに該当する案件があったかどうかにつきましてなんですが、繰り返しの要求によりまして、精神的な負担を強いられた職員がいて、療養休暇を取得してしまった事例はございます。

○宮永人事研修係長 全てが人事課に報告があるわけではないんですが、こちらに入っている情報としては、先月だったと思うんですが1件やはり窓口でいわゆる大きな声を出すような市民の方がいらっしやいまして、警察に通報して、お引き取りいただいたという事例があるというふうには伺ってます。

○矢口委員 御説明ありがとうございました。カスハラと認定して、その後の対応は良く分かりました。最も当たり前ではないかなと思うところなんですけど、そう考えると逆に今までどういう対応をされてたのかなという素朴な疑問が沸くのですが、今までただ耐えてたんですかね、うまく答えられないかもしれませんが、具体的にどうされていたのかなと、本当に素朴な疑問です。

○宮永人事研修係長 近年ですね、そういう市民の方が急激に増えたということではないと思います。おそらく以前からそういったことはあったと思います。ただ、そこは明確なルール、通報等のタイミングですとか、そういうルールがなかったものですから、各所属長の判断でうまく対応するとかですね、ということもあったかと思うんですが、今回改めてそういったことに対して毅然と対応するという方針を打ち出しましたので、今後は統一的なルールで、どの所属であっても同じような市民の対応があれば、同じように対応するということで、今までよりも例えば警察に通報するですとか、退去命令を出すという部分のハードルは下がったというかですね、きちんと基準に則ってできるということで、所属長の個人の判断でやらなければいけないという場面は減るのかなと思っております。

○今野委員 こちらは10月1日からこのようなハラスメント防止の規約ができているということなんですけれども、例えば受付とか、通路とかに今後こういう行為をした場合は、過度の場合は警察に通報しますとか、そういうきつい文言の何かっていうのは、きついというかこういうふうになっておりますということを皆様に周知するような何かツールは出しているんでしょうか。

○野中人事課長 ホームページでまず通知していることと、窓口等にポスターを置きまして、周知するようにはしております。

○今野委員 窓口に来た方たちがそれを見ることが可能な状況で置いてあるということですか。

○野中人事課長 窓口に見ることができるような形で、全て置いてある形でございます。

○今野委員 それは非常に強い抑止力になるのかなというふうに思います。やはりそういう方たちも心の中のどこかでこれってもうカスハラだよ、モラハラだよというふうに思ってる部分もあるのかなと思いますので、そういう毅然とした態度は非常に必要だと思います。それともう一つ、ハラスメントの中にはモラルハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントがあります。セクシャルハラスメントというのは非常に少ないんだとは思いますが、過去にそういうことというのはあったんでしょうか。

○宮永人事研修係長 こちらもこのマニュアルができる前の話ではございますけれども、個人的に女子職員から相談を受けたことがありまして、いわゆる特定の市民の方から食事に誘われるですとか、そういったことがあったという相談を受けたことがございます。その際にはまず上司に相談して、担当を変わってもらおうとか、あるいはそういうことは困りますと断るということで、上司に支援を求めてくださいということで、アドバイスしたことはございます。

○**今野委員** 今いただいたこのマニュアル概要版の中には、セクシャルハラスメントに関しての説明は書かれていないと思うんですけれども、今後どのような御対応をなさっていく予定か教えてください。

○**野中人事課長** こちらのマニュアルにつきましては、カスタマーハラスメントに特化したものでございまして、市のほうでは、セクハラやパワハラ等の部分につきましては、平成30年にハラスメントの指針を作りまして、そちらに基づきまして運営をしております。今回はあくまでもカスタマーハラスメントに特化したものでございます。

○**今野委員** モラルハラスメントとセクシャルハラスメントは、今回のマニュアルの中には反映されてないというそういう受け止め方でよろしいんですか。

○**篠塚委員長** 確認なんですけど、このカスタマーハラスメントというのは、来庁者が職員に対する全てのハラスメントを含んでいるということではよろしいんですね。

○**宮永人事研修係長** 補足にはなるんですけれども、マニュアルの中では四つに分類した中の暴言・威嚇型という中に性的な言動も含まれておりますので、いわゆるセクハラというものについても、このマニュアルの中で対応可能にはなっております。今野委員のおっしゃったモラハラにつきましては、法的には現在事業主の対応にはなっておりませんで、現在法的に決まっているのが、パワハラ、セクハラ、マタニティハラスメント、それと今回カスハラと四つが対応になっておりますので、モラルハラスメントに関しては現段階ではそれ自体は記載はされてございません。また、篠塚議員がおっしゃるとおり、ハラスメントは誰がやってもいけない行為ですので、職員同士、職場内でのハラスメントは、先ほど野中課長がお話させていただいたハラスメント防止指針の中で対応してまして、外部からのハラスメントについては今回のマニュアルのほうで対応させていただくというすみ分けにしております。

○**今野委員** 先ほど矢口委員からもあったように、では今までどのように対応していたのかというと非常に優しい対応の仕方をしていて、本当にもう職員の皆様たち大変だったと思います。ですので、そういうことでも助長すると言ったらあれですけども、このくらいはいいのかなとだんだんボルテージが上がっていく部分もあるかと思うので、本当に強く毅然として対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**篠塚委員長** 私から何点か質問させていただきたいんですが、議会で土浦市議会ハラスメント防止に関する条例を制定しようということで始まったんですが、これはまず対応が議員間同士、職員と議員、これまだ決まってないんですけども、一応そこを想定して条例化していこうということになるんですね。そこで、カスタマーハラスメントについて市のほうでやっているところで、カスタマーハラスメントの定義の中で、市民等が申し出てとあるんですが、もしこれが議員だった場合、その辺は改正をしないといけないのか、そういう改正をすることができるのか、対議員に対してのこういう通報窓口ができるのかと、まずそこが問題だと思うんですよ。それが終われば、その後のハラスメントの対応フロー、相談体制というのは、同じような体制が組めると思うのですが、その辺はどのように考えられるかなんですが。

○**野中人事課長** 先程、市民等のところを説明させていただいたんですが、こちらの市

民等のほうは、市民、事業者、行政サービスの利用者、そのほかの市の事業の関係者とありますので、議員もこちらに含まれると思いますので、こちらのほうは改正する予定はございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。そうしますと、議会で作ったハラスメント防止に関する条例の対象者が職員とした場合には、こちらで全部対応できると、もしそういう事例があった場合には、対応フローを使って、相談をして、その後の対応については、こちらの議会に関する条例に従ってということによろしいですね。そういうふうにできるということですね。

○野中人事課長 委員長のおっしゃるとおりでございます。

○鈴木副議長 今までの議論を整理するというか、一つ気になるのは、条例は当然議会にも制定する権限があって、また執行部が提案してくる場合とあるわけですね。ただ、議会が作った条例と執行部が同趣旨の条例を出してくるというのは、本来おかしいものになってくるので、議会で今そういう条例制定の話があるのであれば、執行部と協議をしながら、一本の条例で、まず大きく、全体ね、各種ハラスメントがあるというのを前提に大きな枠組みの条例で、その下にカスハラ対策マニュアルとか、パワハラもあり、セクハラもありというような体系的な考え方で今後条例を作っていくというところは、趣旨としては間違いのないのかな。別々にやろうとしてるわけではないよね。一番上に市としての考えがあって、その下にそれぞれあるという位置付けで作っていかないと矛盾が出てくるんじゃないかなという心配があって、一応質問したんですけど。

○宮永人事研修係長 今後ですね、市のほうの執行部の条例を作ることが必ずないというわけではないとは思いますが、現段階で特に具体的にはないところではございますけれども、東京都とかいろいろなところが条例を作っていますが、市の内部だけではなくて、市の事業者を含めた条例という形もございますし、あとは今回の労働施策総合推進法という法律の中で、我々事業主として、分かりやすく言うと、人事課として職員を守るような対策を講じなければならないという法律の義務が今回定められましたので、それに基づいてマニュアルは作成させていただいております。議会のほうで条例を作られる際に、どういう内容になるか不勉強で申し訳ないんですけども、もし御自身方が自らを律するような形の条例であれば、行為者としての、行為者にならないための条例、我々は行為があった時に職員を守るためのマニュアルということで、その辺りはすみ分けはできるのかなというふうには考えてございます。

○鈴木副議長 その辺の矛盾が生じないように、よく議会側と協議をしながら、お互いに条例の話は進めていったほうがいいと思いますので、そこを認識してよろしく願いしたいと思います。

○島岡委員 先程小野次長がこういう事例がありますよとお示しいただきましたページの中に、議会側が作ったものと、執行部が作ったものと、半々とまではいかないけれど、議会側が主導権を取ってやったものと、首長側がやったものと、これは良く調べてみると、少し視点が違うとかそういうところがもしあるとすれば、今、鈴木副議長の言ったことについても、良く検討していかななくてはならないなと私は思いました。

○篠塚委員長 それも含めてですね、まず最初の目的のところがそこになるんですが、この議会が決めるハラスメント条例は対象者は誰なんだと、それは議員が自ら律するための条例なんですと、そこが目的に入ってきますので、ほかの案件は市で市全体のハラスメント条例があるところと議会側の条例があるところと、そういう参考例がありますので、その辺も中で話し合っていないといけないんですが、目的のところでも明確にしておくてはならない。今のお話の中で副議長も懸念されたとおり、土浦市の条例に準じなくてはならないというわけでもなくて、これは議会の作る条例だからという大前提であれば問題ない。ただそこはよくこの委員会で議論しなくてはならないところなので、今の意見を参考に、皆様で議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小野議会事務局次長 島岡委員から御質問があったとおり、こちらの一覧表なんですけれども、主体となっているところに、議員と首長等というふうにあるかと思うんですが、議員だけのほうに丸がついている場合というのは、条例名を見ますと、何々市議会であったり、議会という名前がついているかと思います。主体のほうに丸がついていただけの場合は、例えば職員という名前がついているかと思います。また、両方に丸だった場合は、職員ではなく何々市という名称になっているかと思います。全体的に含むという形になっておりますので、議員、議会と名前がつくもの以外というのは、執行部側のほうから条例案として提出されて可決されたものという認識でよろしいかと思います。議会と名前の付くものに関しましては、議会からの提出議案として可決されたものという形で見ていただけたと思いますので、よろしくお願いします。

○篠塚委員長 そのほか、人事課に御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、人事課の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（執行部退席）

○篠塚委員長 それでは、引き続き、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 資料7-2の5ページ目を御覧ください。一番上の三重県大紀町は、執行部と議会が別々に条例を制定している例で、上のほうが特別職のハラスメントの防止に関する内容になっています。二つ目は議会ハラスメント防止条例ですので、議員のハラスメントの防止に関する条例です。この場合は、別々に出しているパターンです。その下、3番目のものに関しては、両方丸がついておりますので、この町全体でやっているという内容の条例、4番目は執行部のみになっています。この1番から4番目までがちょうど良い例かと思います。

○篠塚委員長 ちょうど条例の目的や定義についての話が始まったと思いますので、御意見があれば話していただきたいと思うんですが、イメージとしては議会基本条例という条例があると思うんですが、それが上位法なので、その下に議会のハラスメントに対する防止条例を作るということで御理解いただければと思っております。最初に出したフローのとおり、目的・定義がしっかりしないと、その先に進めませんので、今いろいろなお話が出たのを含めて、参考として出していかないといけないのか、今日の皆様の

意見を聞いて後で集約して目的・定義の案を作ったほうがいいのか、どちらがよろしいでしょうか。今日決めるのか、先ほど言っていた定義や目的に対しての意見を今日出していただいて、その後それを参考に、また他市との例を参考に案を皆様に提示して変更していく作業のほうがいいのか、その辺についての御意見を出していただければと思います。

○島岡委員　せっかくこのように、他市の資料が出ていて、それも議員であったり全体であったりというのをもう少し勉強した上でいかがでしょうか。

○奥谷委員　この資料7-2にあるように、非常にたくさん事例があるので、ある程度ピックアップをした上で、たたき台を作っていただいた上で議論したほうがいろいろな意見も出やすいでしょうし、全く無い状態から議論をとというのもなかなか骨の折れる、時間の掛かる作業だと思うので、一旦たたき台を作っていただいた上で、次回改めて議論をしてはいかがか、また別に議運を開いてやるというのも一つかと思います。

○篠塚委員長　ありがとうございます。そのほか、御意見ございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長　もしよろしければですね、12月定例会の最終日閉会後に、議運を開かせていただいて、条例の案を、目的と定義について他市の例も含めてですね、いくつか出させていただいて、議論をして決めていくということではいかがなものでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長　副議長どうですか、何か御意見はありますか。

○鈴木副議長　議会基本条例が私たちの一番のトップにあると。その制定に関わったメンバーがほぼもう少数になってきているというので、非常に今議運のメンバーの皆様、私の言い方が今から言うことが心外に聞こえて頭にくるかもしれないんですが、そこは御了承いただいて、まず皆様が議会基本条例をどのぐらい読んで分かっていらっしゃるのかというのが一つ重要なところで、だから、議会基本条例の中にこのハラスメントに関する条文を追加するという、そしてその下に要綱なりを作るという手もあるのかなと思うんですが、今の委員長の考えは、新たに条例制定でいくということで、それはそれで議運のメンバーが了承していれば良いと思うんですが、ただ忘れちゃいけないのは、議会基本条例を少しく失礼な言い方になるんだけど勉強されてからハラスメントのほうに入っていくほうが、より良い議論が深まるし、今議会基本条例も作ってみたのはいいものの、若干直したほうがいいのかという部分もあるし、それは基本条例を作ったときの委員のメンバーは共通認識してるんですが、それを直すのはもうこの議運の場しかないんですよね、確か。その辺も含めて議運のほうでハラスメント防止条例はハラスメント防止条例で作っていただいて、なおかつ基本条例も見直してスムーズになるような部分があれば、それをやって欲しいというのが、ちょっと議長がいないところで副議長が勝手に言ってしまうんですけども、そこをまずやっていただきたいし、議会基本条例を制定した当時の副委員長だった篠塚先輩が今の議運の委員長をやっているんで、これを機にそこも良く検討していただきたいなというところが私の考えで、これは委員長のほうにお任せしますので、よろしくお願いします

○篠塚委員長 ありがとうございます。議会基本条例は、改選後に研修をするというのと、不断の見直しをするという項目がありますので、条例に関しては見直し点があれば見直しをして皆様に諮っていくということになっています。その中で位置付けですね、先ほどの定義、目的と同じように、この条例はどの位置にあるんだと、議会基本条例の中の第何条、第何項目からできたんだということなのか、この議会基本条例の中に新たに条例を作るのかというのは一つの問題だと思いますので、その辺は今回御意見をいただければと。今の段階で言いますと、委員会から出てきた案を、議長から諮問されて議会運営委員会で話し合いをしていくということだったので、別にこの条例は、議会基本条例の下に、また別の条例があってもいいのかなと思うのですが、ただ、議会基本条例のどの項目からできたんだというのは非常に大切な部分だと思うので、議会基本条例を、やはり最上位の条例ですので、頭に入れていただいて議論をしていかななくてはならないなと思っていますので、また新たな宿題を今副議長からいただきましたので、それも含めて議論をしていくようにしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 目標設定で、12月定例会中に定義、目的、それから位置付け、ここまでは決めたいなと思うんです。そうでないと、3月に入ってしまうと、どんどん遅くなってしまうので。日程については後で事務局と相談させていただいて、皆様に御相談して、12月の定例会中にそこまでは決めたいということで御理解いただけますでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 なかなか条例を作るというのは大変なことなので、忌憚のない御意見をいただいて、それを今度皆様に理解していただくというのが、またこれ大変な作業だと思いますので、随時全員協議会で情報を伝えていくことになります。今回はフローまでを全員協議会でお示ししますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、先ほど条例の対象者ですね、簡単に言うと一般市民等としてしまうと、これは全体構造になってしまうので、職員と議会、議員間という二つに絞ったほうがよろしいかと思います。この条例は議会の条例だと理解したほうが良いと思うので、対象は市職員、職員の定義については市に関連している職員ということでいろいろあると思うんですが、簡単に言うと、決算の認定に出てくる団体は全てということになると思うんですね。そちらと議員同士ということで、よろしくお願ひをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 ハラスメント防止に関する条例については、この程度といたします。つづきまして、事務局からありますでしょうか。

○小野議会事務局次長 それでは、新たに陳情が2件提出されましたので、御協議をお願いします。資料は、サイドブックの資料9及び10になります。通常であれば、請願・陳情文書表を作成するところではありますが、本日陳情書の提出がありましたことから、このような形となることを御了承いただければと思います。1件目といたしまして、資料9を御覧ください。郵送による陳情になります。一般社団法人中国における臓

器移植を考える会から陳情書が提出されました。内容としましては、臓器移植に係る不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出を求めるという陳情でございます。この陳情について、先例に基づき、全員協議会にて全議員に配布という形でよろしいかどうか、御協議をよろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見ありますでしょうか。なければ、先例に基づき全員協議会で全員配布するということによろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○小野議会事務局次長 資料10を御覧ください。こちらにも陳情書でございます。監査指摘事項に対する措置経過の通知の期限設定に関する陳情書ということで、市内の方から提出されました。内容については、趣旨を読み上げさせていただきます。地方自治法第199条第14項は、地方公共団体の長が監査の結果に基づき措置を講じた場合、その内容を監査委員に通知すること。また、監査委員はその通知内容を公表することを定めております。本市においても、監査結果報告書に記載された指摘事項については、同条項に基づく通知が求められてます。従って、監査結果に指摘事項の記載があった場合、市長は速やかに必要な措置を講じ、その内容を監査委員に通知する必要があります。しかしながら、土浦市には通知の期限に関する明確な規定がなく、通知の遅延が常態化しているのが現状です。例えば、令和3年7月9日付の財政援助団体等監査結果報告書に対する措置状況の通知が、4年後の令和7年9月4日付けで提出された事例が存在します。そのほかにも、年度を跨いだ通知や3、4年越しの通知が多数確認されています。監査制度は行政運営の経済性、効率性を確保し、透明性を高めるための重要な制度です。指摘事項に対して迅速かつ確実に対応し、その結果を市民に公開することは、行政の信頼性を担保する上でも不可欠です。それゆえ、本市において措置の通知及び公表の遅延が常態化している現状は地方自治法の趣旨に反し、監査制度の実効性を著しく損なうものであり、行政の説明責任、成果検証の観点からも看過できません。他自治体では監査指摘事項に対する措置通知の期限を制度として明確に定めることで、監査制度の実効性と透明性を高める取組が進められてますことから、本市においても同様の施策を講じ、監査制度の実効性と透明性が高まるようここに陳情いたしますという内容になっております。こちらの陳情につきましても、先例に基づき、全員協議会にて全議員に配布するということによろしいかどうか、御協議のほうよろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。この件に関しましても、先例どおり全員協議会で全議員に配布するということによろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。陳情については以上となります。では、本日の全ての資料を公表したいと思います。いかがなものでしょうか。

○小野議会事務局次長 今回の陳情で、個人の方から出てるものがございます。こちらのほうにつきましては、お名前等を黒塗りしまして、個人情報の保護に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。